

令和 6 年 3 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 6 年 3 月 6 日
武雄市農業委員会

令和6年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日時 令和6年3月6日(水)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時13分

2. 場所 武雄市文化会館大集会室 B

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広		○
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	12件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	5件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願	2件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。時間になりましたので、令和6年3月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員18人の出席、欠席者1名ということで、在任委員の過

半数以上の出席となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和6年3月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。その後に1件の報告事項がございます。
本日の議事録署名人に、6番 中村 和仁 委員、15番 山下 英喜 委員を指名します。
それでは、議案審議の前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 2月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が12件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書の1ページからになります。

申請番号1番、権利の内容は所有権の移転になっております。

〇〇町の田1筆、畑1筆の合計2筆821㎡。「譲渡人は、高齢のため耕作・管理が出来ない。譲受人は、譲り受けて耕作したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、交渉中となっています。

また、この土地の南側の農地を同じ譲渡人、譲受人で宅地分譲の5条申請が出ております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆213㎡で「市外に住んでいるため、譲受人が耕作していたが土地を譲ることとした。譲受人は、現在も耕作している。」ということで申請が提出されています。農地の価格は2筆〇〇円です。

申請番号3番と4番は昔からすでに田の交換をし、耕作していた。この度正式に所有権移転したい。ということで申請が提出されています。土地は〇〇町にあります、田1筆、1,217㎡と同じく橘町の田1筆の1,316㎡

ということで農地の価格は無償となっております。

申請番号5番です。権利の内容は所有権の移転となっております。土地は〇〇町にあります、田1筆、畑1筆あわせて1, 038㎡です。「譲渡人が町外に居住しているため、耕作・管理ができない。譲受人は、〇〇より転入し購入した自宅に近く、耕作しやすいのでショウガ作りか

ら始めたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号6番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の159㎡。「譲渡人は、高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人は、自身が所有する農地に隣接しているので譲り受けて耕作したい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号7番です。権利の内容は所有権の移転となっております。

〇〇町の畑1筆、237㎡。「譲渡人、譲受人は、同世帯で、現在も共同で耕作しているが、譲受人名義の農業用倉庫を建築する計画があるため農地の名義変更をするもの。」ということで申請が提出されています。農地の価格につきましては、発生しておりません。

申請番号8番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆1, 085㎡。「譲渡人は、現在耕作していないハウスなので譲りたい。譲受人は、ハウスの手直しをして、水害のない地域でパクチーの栽培をしたい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は1筆〇〇円です。

申請番号9番につきまして、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町にあります、田1筆、2, 386㎡です。「譲渡人は高齢のため耕作・管理が出来ない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は1筆〇〇円です。

申請番号10番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の2, 520㎡。「譲渡人は、市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人は、自宅に近く耕作しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は1筆〇〇円です。

申請番号11番です。権利の内容は所有権の移転となっております。土地は〇〇町にあります、田1筆、263㎡です。「譲渡人、譲受人は、自己所有の隣接農地とともに一体化して耕作ができ、作業効率がよくなる。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号12番、権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆の217㎡。「譲渡人、譲受人は、自己所有の隣接農地とともに一体化して耕作ができ、作業効率がよくなる。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

以上、1番から12番まで、全て3つの判断基準を満たしていると判断しています。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この12件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、ありませんか。

〇〇番委員 6番ですが自分の家の隣接地の田んぼの草を刈ってくれといったところもう管理できないので譲るからと言われたのでもらった。ということで荒すより良い事と思いを承しました。

〇〇番委員 5番ですが〇〇町の自宅近くの農地と家をもともと〇〇の出身の〇〇の方が購入し、ショウガを作りたいとやる気満々であるため了承した。

会 長 他にありませんか。無いようですので質疑を開始します。ありませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による12件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による12件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされております。この1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番、農地は〇〇町の畑1筆48㎡。申請事由は「隣接する自宅の新築に伴い、進入路の拡幅が必要となったため。」ということです。先代の時に宅地にしていたため始末書添付となっています。工事完了時期は許可後2カ月となっています。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第3号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が5件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号についてご説明をさせていただきます。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転になっております。土地につきましては、〇〇町の田1筆の719㎡です。申請理由は、「〇〇地区で宅地を探しているという問い合わせが多く、需要があると思われるため申請に至る。」ということで工事完了時期は令和6年7月30日となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転になっております。土地につきましては、〇〇町にあります畑1筆の449㎡です。申請理由は、「現在、賃貸アパートで家族5人で暮らしているが、子供が通う小学校区内で一戸建て住宅を建築できる場所を探し、希望の条件に適していると考え申請した。」ということで、工事完了時期は令和6年7月30日となっており、農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります畑1筆の85㎡です。申請理由は、「子の成長に伴い、現在居住しているアパートが手狭になった。申請地は叔父の農地で、実家にも近いためサポートを受けやすいと思い申請するものです。」ということで工事完了時期につきましては許可後5カ月となっております。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は所有権の移転となっております。

土地につきましては、〇〇町にあります田1筆の542㎡です。申請理由は、「現在の居宅の老朽化が著しく何かと支障が生じている。申請地は子どもが通っている小学校の近くであることなどから適地と考え申請に至る。」ということで、農振除外の農地となっています。工事完了時期は令和6年11月中旬となっており、農地区分及び、許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、申請番号5番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町にあります田1筆の179㎡です。申請理由は、「現在、借家で技工士の作業をしているが、将来性、利便性、経済性を考慮し自宅横の父名義の田に作業場を作りたい。」ということで工事完了時期は、許可後6カ月となっています。農地区分及び許可基準の該当事項につきましては、資料記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

〇〇番委員 1番と2番ですが2件とも宅地の密集地でその中に農地がポツンとある状態で宅地化しており影響ないということで了承しました。

会 長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 無いようですので質疑をとどめます。議案第3号農地法第5条の規定による5件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による5件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和5年度第12号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、1件、1筆、1,519㎡。

再設定、3件、4筆、2,181㎡。

橘町、田、再設定、4件、7筆、10,325㎡。

朝日町、田、再設定、1件、2筆、934㎡。

若木町、田、新規、1件、2筆、2,510㎡。

再設定、4件、5筆、6,676㎡。

武内町、田、再設定、1件、2筆、3,727㎡。

東川登町、田、再設定、5件、11筆、10,190㎡。

西川登町、田、新規、2件、2筆、1,852㎡。

山内町、田、新規、3件、13筆、13,844㎡。

再設定、7件、15筆、12,882㎡。

畑、再設定、1件、1筆、452㎡。

北方町、田、新規、1件、4筆、5,902㎡。

再設定、7件、18筆、40,559㎡。

畑、再設定、1件、1筆、342㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については21ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法、第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長 無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第4号武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について2件の

証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをお開きください。

議案第5号、武雄市非農地証明願申請につきまして、申請番号1番です。土地につきましては、〇〇町にあります、畑1筆です。昭和58年に5条の転用許可を受け、宅地造成を行ったが、計画を断念し、現在は駐車場として利用している。ということで、人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過していることから非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番につきまして、土地は〇〇町の畑1筆348㎡です。平成2年に5条の転用許可を受け、宅地造成を行ったが、計画を断念し、現在は駐車場として貸している。ということで非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものであります。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

〇〇番委員 1番ですが40年ほど前に家を建てるために転用申請し造成されたが、事情ができてそのままの状態で雑種地となっている状況であります。

会 長 他にありませんか、無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、2件の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号 武雄市非農地証明2件について原案どおり証明することに決しました。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》 —————

会 長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします

ます。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」説明
します。議案書の8ページをご覧ください。

番号1番、〇〇町の田、登記簿上の面積は944㎡ですがその内の52㎡に
農機具物置を設置したいということです。転用の目途として総会后1カ月以
内とのことで、倉庫が200㎡未満なので農地法第4条第1項第8号の規定に
よる届出を出してもらいました。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願い
します。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定に
よる届出について」ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いま
す。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、
すべて終了しました。これもちまして、令和6年3月の農業委員会総会を
終わります。